

高額医療・高額介護 合算制度 高額介護合算療養費の 上限額が変わります

年間で利用した医療や介護サービスの自己負担額が高額となり、その合算額が一定額を超えた場合は、申請することにより超えた分が後から支給される制度です。

なお、平成30年8月から、国民健康保険に加入している70歳以上の人と、後期高齢者医療保険に加入している人の高額介護合算療養費の上限額が変わります。詳しくは下表のとおりです。

申請手続きは原則、毎年7月末時点で加入している医療保険の窓口で行います。

●申請と問い合わせ先

◇国民健康保険加入者
国保年金課

☎(580)1847

◇後期高齢者医療保険加入者

長寿支援課長寿支援担当

☎(580)1859

◇介護サービス利用者

長寿支援課介護サービス担当

☎(580)1860

所得区分	自己負担限度額 (年額、世帯で合計)	
平成30年 7月療養分まで	国保または職場 の医療保険 (70~74歳) + 介護保険	後期高齢者 医療保険 + 介護保険
現役並み 所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ ※	19万円

8月から変更

所得区分	自己負担限度額 (年額、世帯で合計)	
平成30年 8月療養分から	国保または職場 の医療保険 (70~74歳) + 介護保険	後期高齢者 医療保険 + 介護保険
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円	56万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ ※	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は表の自己負担限度額で計算し、介護保険からの支給額は「世帯で31万円」で計算されます。

※「現役並み所得者」、「住民税非課税」、「一般」の区分については、25ページを参照してください。

利用者負担割合が 変更になります

現在、介護サービスや介護予防・日常生活支援サービスは、利用者の自己負担が1割または2割で利用できますが、平成30年8月から、本人の合計所得が、220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で合計が463万円以上ある人が、サービスを利用したときは、3割負担になります。

要介護・要支援認定を受けている人と介護予防・日常生活支援サービスの対象者全員に「介護保険負担割合証」を発行し、7月中に発送します。

自分の負担割合を確認し、サービスを利用するときは「介護保険被保険者証」と一緒に「負担割合証」を提示してください。

※要介護・要支援認定を申請中の人は、発送が遅れる場合があります。

●問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当

☎(580)1860